

一般廃棄物処理業許可証

宇部市大字上宇部2842番地30

株式会社 アースクリエイティブ

代表取締役 栗原 和実

令和3年11月11日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和3年12月20日

山口市長 伊藤 和貴

記



- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(動植物性残渣)
- 収集・運搬・処分の別 収集及び運搬
- 営業所・事務所等の所在地 宇部市大字上宇部2842番地30
- 許可する区域又は事業所等 山口市域内の事業所に限る
- 許可の期間 (自) 令和3年12月27日  
(至) 令和5年12月26日
- 許可車両 別紙のとおり

7 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物(ごみ等)収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。